



建設技術審査証明事業

審査証明第 1101-B 号

建築物等の保全技術審査証明書

技術の名称：排水管更生技術「CSC（サイクロンスーパーコート）工法」

対象管種：排水用鋳鉄管、水配管用亜鉛めっき鋼管、配管用炭素鋼鋼管、
排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発目標に基づき証明するものである。

（開発の趣旨）

既存の建築物に施工された、排水用鋳鉄管、水配管用亜鉛めっき鋼管、配管用炭素鋼鋼管、排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管の防錆対策と配管の延命を図るため、配管を取り外すことなく、排水管内面に良質な防錆塗膜を形成する技術と管理体制を確立し、その普及を図る。

（開発目標）

- (1) 研磨工程において、管内面の付着物、錆の除去性能が高いこと。
- (2) ライニング工程において、管内面に塗料の塗り残しが無いこと。
- (3) 塗膜の仕上がりが平滑で、ピンホールや管内閉塞が無いこと。
- (4) 枝管から立て管を含めて、原則として10階までの1系統を1日で施工する。
- (5) 排水時の排水機能が損なわれないこと。

一般財団法人建築保全センターの建築物等の保全技術審査証明実施要領に基づき、依頼のあった排水管更生技術「CSC（サイクロンスーパーコート）工法」の技術内容について下記のとおり証明する。

ただし、この技術は平成24年3月26日に審査証明されたものについて、平成29年3月26日に更新され、平成31年4月15日に一部変更されたものを、この度更新するものである。

令和4年3月26日

建設技術審査証明協議会 委員

一般財団法人建築保全センター

理事長 奥田 修一

記

1. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発目標に照らして審査した結果は、以下の通りである。

- (1) 研磨工程においては、研磨方法、研磨後の検査及び管内清掃方法からみて、管内面の付着物、錆の除去性能が高いものと判断される。
- (2) 使用塗料の規定、管径・管長に応じた塗料の制御、ライニング治具の仕様など施工条件が規定され、当初施工時の塗膜硬化後に内視鏡、CCDカメラ等による確認、検査を行い、必要に応じて再ライニングを行うとしていることから、管内面に塗料の塗り残しは無いものと判断される。
- (3) (2)と同様に、使用塗料・塗料の制御、施工条件が規定され、当初施工時の施工後に内視鏡、CCDカメラ、ピンホールテスター等による確認、検査を行い、必要に応じて再ライニングを行うとすることから、平滑でピンホールや管内閉塞が無い塗膜が形成されるものと判断される。
- (4) 建築条件、配管条件、可能作業時間などに一定の制約はあるが、施工範囲と作業時間が設定され、施工現場確認実験でも検証されていることにより、枝管から立て管を含めて、原則として10階までの1系統を1日で施工することができるものと判断される。
- (5) 塗膜表面の仕上り状態の基準が定められ、また施工後の通水による漏水及び排水機能検査を行うとしていることより、排水機能が損なわれないものと判断される。

2. 審査証明の前提

提出された資料には、事実と反する記述がないものとする。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より申請された開発の趣旨及び開発目標に対して作成された技術概要説明書及び技術審査証明資料に記載された範囲とする。

4. 審査証明の詳細（別添）

5. 審査証明の有効期限 令和9年3月25日

6. 審査証明の依頼者 株式会社タイコー

住所 千葉県船橋市本町7-27-15